

住居確保給付金 チェック表

住居確保給付金とは、就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失している又は収入が減少し、賃貸住宅費が払えなくなる可能性がある若しくは既に払えなくなっている方に対して一定の家賃の補助をすることにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

下記チェック表において、全てが「はい」、収入額、預貯金額も該当される方は必要な書類を準備のうえ申請して下さい。

① 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか		はい ・ いいえ			
② 何人世帯ですか		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
③ 預貯金額は該当しますか（同居者分も含む）※再々延長時には要件が変わります。今般のコロナ対策における公的給付や借り入れは含みません。		48.6万円以下	73.8万円以下	94.2万円以下	100万円以下
④ 収入額は該当しますか （給与収入は交通費を除く総収入。） 同居者の収入（年金や手当等）も含む 金額に応じ全額または一部の支給※1 （5人以上の世帯はお尋ねください）	全額支給	8.1万円以下	12.3万円以下	15.7万円以下	19.4万円以下
	一部支給	8.1万超～11.7万円未満	12.3万超～16.6万円未満	15.7万超～20.4万円未満	19.4万超～24.1万円未満
	非該当	11.7万円超	16.6万円超	20.4万円超	24.1万円超
⑤ 家賃支給上限額（支給できる上限額です）※2		3.6万円	4.3万円	4.7万円	4.7万円
⑥ 就職活動を行うことができますか※3		はい ・ いいえ			
⑦ 離職・休業等の前に世帯の中で最も収入が高かったですか		はい ・ いいえ			
⑧ 住宅を喪失している又は喪失するおそれがありますか		はい ・ いいえ			
⑨ 本人及び同居者が、国又は自治体の住宅支援のための給付等を利用していませんか（生活保護を含む）		はい ・ いいえ			

※1 非該当及び一部支給の要件においては、実際の家賃額が支給上限額を下回る場合は収入要件が変わります。

※2 実際の家賃額が支給上限額を超えていた場合でも利用できますが、支給できる金額においては世帯数に応じた上限額の範囲での支給となります。

※3 申請後は、
【全ての方】
 ・月1回の所定の書面による報告
【離職・廃業の方、再々延長の申請をされた方】
 ・ハローワークへの求職申込（ハローワークカード作成）
 ・月に2回以上ハローワークにおける職業相談等
 ・週に1回以上の企業等への応募・面談等（履歴書送付、面接）
 の活動義務が課せられます。
 これらの活動・報告を怠った場合は支給を中止する場合があります。

【申請時に必要な書類】

- ① 本人確認書類・・・運転免許証、保険証、住民票等
- ② 収入関係書類・・・給与明細等の収入が分かる書類（過去4か月分）
- ③ 預貯金関係書類・・・最新に記帳された世帯全員分の通帳等（過去4か月分）
- ④ 不動産賃貸契約書
- ⑤ 離職関係書類（離職者のみ）・・・離職後2年以内の分かる退職証明書等
- ⑥ 減収証明書類（減収者のみ）・・・帳簿やシフト表など減収したことが分かる書類等
- ⑦ ハローワークカードもしくは受付票（離職・廃業の方、再々延長の申請をされた方のみ）

書類がそろい次第、長崎市生活支援相談センターに申請書類を郵送してください。